

第六十八條の九第二項の表に次のように加える。

国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの
商標の詳細な説明

第六十八條の十五第一項中「まで」の下に、「第六項及び第七項」を加え、同条第二項中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の三第三項」に、「特許出願と同時に」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第六十八條の二十六第一項中「商標権の移転」の下に、「信託による変更」を加える。

第六十八條の二十八第二項中「ついては」の下に、「第六十八條の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き」を加える。

第六十八條の三十二第四項中「第四十三條の二第二項」を「第四十三條の三第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により第二項第一号に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその出願をすることができ、
7 前項の規定によりされた商標登録出願は、第二項第一号に規定する期間が満了する時にされたものとみなす。

第六十八條の三十三第二項中「第五項」を「第七項」に、「第一項」を「前項」に、「前条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。
第六十九條中「第四十六條第二項」を「第四十六條第三項」に、「第七十四條第二項」を「第七十四條第三項」に改める。

第七十條に次の一項を加える。
4 前三項の規定は、色彩のみからなる登録商標については、適用しない。

第七十二條第一項中「抄本の交付、書類」の下に、「若しくは第五條第四項の物件」を加え、同項ただし書中「書類」の下に、「又は同項の物件」を加える。

第七十六條第一項第十号中「書類」の下に、「又は第五條第四項の物件」を加え、同条第四項中「これら」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内その請求をすることができ、
第七十七條第二項中、「同法第六條第一項第一号中、出願審査の請求」とあるのは、「登録異議の申立て」と、同法第七條第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは、「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と及び、「同法第二十三條第一項及び第二十四條中「審判」とあるのは、「登録異議の申立てについて」の審理及び決定、審判」と、同法第九十四條第一項中「審判」とあるのは、「登録異議の申立て、審判」とを削る。

第八十三條中、「第七十四條第二項」を、「第七十四條第三項」に改める。
附則第九條後段を削る。

附則第十一條中、「同法」を削る。

附則第十四條第三項中、「第四十六條第二項及び第三項」を、「第四十六條第三項及び第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができる。

附則第十七條第一項中、「同法第六十八條第一項中、他の審判の審決」とあるのは、「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」とを削る。

附則第二十條中、「第七十四條第二項及び第四項」を、「第七十四條第三項及び第五項」に、「同条第二項」を、「同条第三項」に改める。

附則第二十五條中、「附則第十四條第三項」を、「附則第十四條第四項」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條第三項」に改める。

附則第三十條中、「第七十四條第二項」を、「第七十四條第三項」に改める。
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第五條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中、「第三項又は第四項」を削る。

第十四條中、「又は第四項」を削る。

第十八條第二項中「中欄」を「第二欄」に、「下欄」を「第三欄」に改め、政令で定める金額の下に、「に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額」を加え、同項の表中

一件につき十一万円
一件につき一万三千元
一件につき一万三千元
一件につき三万六千元

一件につき十一万円	条約第三條(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局(条約第二條(4)(ii)に定めるもの)の金額として政令で定める金額
一件につき一万三千元	条約第三條(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
一件につき一万三千元	条約第三十一條(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額

円
円

を
に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中、「第十一項及び第十二項の規定は」を「及び第十一項から第十三項までの規定は」に、「第二項」を「前項」に改め、納付すべき手数料」の下に「同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。」を、「手数料に」の下に、「について、同法第九十五條第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。）について、それぞれ」を加え、同項を同条第三項とする。